平成２２年（フ）第２１６９３号
神奈川県横浜市港北区綱島西３丁目23番17号
破産者　有限会社ソフィアクラブ
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６９４号
神奈川県横浜市港北区綱島西３丁目23―17―103
破産者　岩田　秀夫
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７０９号
埼玉県越谷市花田５丁目２―15―210
破産者　鬼頭十四雄
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７４３号
東京都江東区東陽５丁目４番10号　パークハウス木場公園405号
破産者　株式会社ケイ・ティー・シー
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７４４号
東京都大田区羽田１―18―１―101、住民票上の住所東京都杉並区高円寺南２丁目48―１―603
破産者　西野　輝男
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７８７号
東京都新宿区西新宿１丁目25番１号
破産者　株式会社エクトス
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８１５号
埼玉県新座市畑中１丁目１番15号
破産者　有限会社益成
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８１６号
埼玉県新座市畑中２丁目13―16
破産者　金井幸子・金井偕景こと　韓　　喜先
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８１７号
埼玉県新座市畑中２丁目13―16
破産者　金井城道・金井伸秀・金井卿植こと　金　　城道
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８４１号
千葉県千葉市稲毛区園生町818番地の３　コスモ稲毛グランエール104号
破産者　有限会社ケーズワイ
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８４２号
千葉県千葉市稲毛区園生町818―３―104
破産者　大野　和彦
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８５４号
東京都世田谷区駒沢３丁目21番19号　フラット緑泉公園209号
破産者　エスディー建設株式会社
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８７３号
埼玉県志木市下宗岡２丁目３番16号
破産者　有限会社岩瀬製作所
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９０８号
東京都世田谷区等々力６丁目５番４号
破産者　有限会社セルヴィール
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９２４号
埼玉県川越市下赤坂653番地
破産者　株式会社ティーアイ建設
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９２５号
埼玉県川越市大字寺尾1104―５
破産者　岩本守こと　李　　成守
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９２６号
埼玉県川越市大字寺尾1104―５
破産者　岩本順子こと　柳　　政順
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９４６号
東京都練馬区大泉学園町８丁目15番11号
破産者　丸貴建設株式会社
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９４７号
東京都練馬区大泉学園町７丁目19―45―101
破産者　加藤　勇聲
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９４８号
東京都中央区湊２丁目15番１―702号
破産者　有限会社徳一
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９４９号
埼玉県さいたま市岩槻区大字真福寺1106―５
破産者　新井　光正
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９７６号
東京都清瀬市下宿１丁目132番地３
破産者　有限会社ジィー・エス・ディ
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部